

令和4年度 千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 進捗状況(令和4年11月末時点)

1 必須事業

保健所	区分	事業名	実施回数	実数	延数	事業目的・内容	①対象者 ②出席者数 ③会場 ④時間 ⑤周知方法 ⑥受付方法	評価・事業の効果
習志野	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接(療育指導連絡票持参者)	28	10	28	療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減・解消を図るため、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容に応じて、面接等により相談指導を行う	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ③習志野保健所および対象児宅等 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に連絡票を持参した場合、または同封された場合に実施。	療育指導相談票に具体的支援依頼内容の記載があり、個別支援方針に役立った。必要なケースについては、継続支援を実施している。
市川	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病指定医療費助成制度申請時面接および電話面接、訪問(療育指導連絡票に基づく)	随時	1	1	目的および内容 療育指導連絡票を提出された小児慢性特定疾病児童等とその家族における療養上の不安軽減を図るため、保健師が面接、電話面接および訪問し相談支援を行う。	①療育指導連絡票提出の小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③市川保健所、対象児宅、対象児が入院する病院 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に、療育指導連絡票を提出されたケースに実施する。	療育指導票に記載事項に基づき、療養状況について確認の上、必要な支援を保護者と検討し、状況に応じて自宅訪問、関係機関との連絡調整などを図る機会としている。
松戸	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	4	4	目的および内容 療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減を図るため、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族②提出数に応じて③松戸保健所④小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時(随時)⑤県担当課より周知⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応	電話にて面接実施。1件は前年度から引き続き療育指導連絡票提出しており、継続して療養状況把握することができた。他3件は新規。現在の児の状況や今後利用していくサービスについて確認。また、医師が依頼する項目の療育指導について連絡票をもとに保護者等に指導を実施した。保護者等との関係構築、児の療養環境や今後の治療方針等をともに考えることができる機会になっている。
印旛	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	-	-	目的:療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減・解消を図るため 内容:医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容について面接・電話等での相談指導を行う。 ※更新申請時に療育指導連絡票を添付しているケースの対応状況も下記「療育相談指導(連絡票に基づく)」に含めているため、実延数を計上することは困難である。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②療育指導連絡票を添付する申請者(新規・更新) ③所内 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に連絡票を持参した場合に実施。郵送申請の場合は後日電話連絡で状況確認を行う。	療育指導相談票に具体的支援依頼内容の記載があり、個別支援方針に役立った。必要なケースについては、継続支援を実施している。
香取	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病児童やその家族に対する個別指導(療育指導連絡票に基づく)	2	1	2	目的:小児慢性特定疾病児童やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図る。 内容:小児慢性特定疾病児童やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。	①1人 ②電話:1件、面接:1件 ③保健所 ④随時 ⑤申請時 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応	更新申請時に療育指導連絡票を受理した小児慢性特定疾病1名に対し面接、電話を1回ずつ実施した。母や家族の気持ちを傾聴し、療養上の不安を解消した。
山武	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療養相談事業	0	0	0	目的 小児慢性特定疾病児童等やその家族の日常生活上の悩みや不安軽減を図る。 内容 療育指導連絡票に基づき、小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師等が必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病児童等やその家族 ②0 ③山武保健所、対象者自宅 ④1時間以内 ⑤県担当課から周知 ⑥療育指導連絡票が提出された場合に実施	実施なし
長生	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	0	0	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安軽減を図る。 内容 療育相談指導連絡票に基づいた相談について面接や訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②実0延0 ③長生保健所及び対象者自宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応	療育指導連絡票の受理が0件であったため未実施

君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談事業	随時	4	4	小児慢性特定疾病医療費助成申請者が持参した療育指導連絡票に基づき、保健師が訪問・面接等により相談を行う。 新規申請時に全数面接を実施する。また、継続申請時に、医療機器装着者を中心に療養状況を把握し内容に合わせて指導を実施。	①小児慢性特定疾病医療費助成申請者及びその家族 ②左記のとおり ③相談者自宅、君津健康福祉センター ④随時 ⑤全員に用紙を配付、新規申請来所時に案内 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応。	療育指導連絡票の内容が「特にありません」や「家族からの希望があった際によりしくお願いします」等、具体的な支援に繋がりにくいものが複数あった。受給者と医師が話し合った上で提出されているケースがあまりない印象である。 また、提出者は昨年度から同様の内容で提出している方が多く、形骸化している側面がある。 ※計8通の提出があったが、内容が未記入または「よろしくお祈いします」等だったものがうち4通あったため、実数と延べ数は4になっている。
市原	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	0	0	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安の解消を図る。 内容 保健師が療育指導連絡票に基づいた相談について面接及び訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②1人 ③保健所もしくは患児宅(予定) ④随時 ⑤一 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応	療育指導連絡票の提出はあったが入院中のため未実施。
習志野	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	21	20	21	小児慢性特定疾病児童等や家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時や必要時に、面接および訪問を実施。郵送申請の場合は、地区担当が必要と判断した方を対象に電話連絡し、療養状況の把握に努めた。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ③習志野保健所、対象児の自宅 ④随時 ⑤医療費助成申請時 ⑥申請時に受付、訪問は地区担当保健師が必要と判断したときに実施。	申請時に面接を実施し、療養状況について確認、必要に応じ、関係機関への連絡等を実施した。感染対策のため、郵送申請を原則としたため、面接は可能な範囲で実施し、電話にて対応した。 対象者との信頼関係の構築、相談できる場所として保健所を意識してもらう機会となっている。
市川	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病指定医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	109	122	目的および内容 小慢児やその家族における療養上の不安解消を図るため、保健師が小慢申請時等に面接、電話面接および訪問し支援を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③市川保健所、対象児宅、対象児が入院する病院 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に、了承を得られたケースに実施する。また、家族の希望時に対応する。	助成制度新規申請時ならびに更新申請時に面接および電話面接を実施しており、療養状況について確認の上、必要な支援を保護者と検討し、状況に応じて自宅訪問、関係機関との連絡調整などを行う機会としている。また医療的ケア児を対象とした災害時体制について保護者と確認している。 対象者との信頼関係づくり、必要な支援を対象者と共に考えることのできる貴重な機会となっている。
松戸	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	46	46	目的および内容 小慢児童等やその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接および必要がある人に訪問し相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族②対象者数：約600名程度 ③松戸保健所ならびに対象児宅④随時⑤制度申請時に案内⑥制度申請時に面接の了承を保護者にもらい受付。訪問は地区担当保健師が必要としたとき、または家族の希望時に受付。	新規申請時ならびに更新申請時に、主に在宅人工呼吸器使用者を中心に面接や電話連絡を行い、療養状況について確認した。その後、必要時間関係機関との連絡調整を図り支援にあたっている。また、年1回医療機器使用児の保護者へ連絡し災害の備えについて確認し、不足事項については指導を行った。 コロナウイルス感染拡大のため家庭訪問は実施できていないが、面接や電話を通して受給者の療養状況や困りごとを共有し、活用しているサービスを把握する機会になった。
野田	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導	7	6	7	・目的 小慢児童及びその家族等が抱える日常生活上の悩みの軽減を図る。小慢児童及びその家族等が災害時及び緊急時に備えることが出来る。 ・内容 小慢児童及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要な関係機関との連絡調整を行う。特に災害時及び緊急時に要支援児及びその家族がより安全な対応が出来るよう調整及び助言する	①相談のあった、あるいは支援が必要である小慢児童及びその家族等 ②適宜 ③小慢児童及びその家族等の自宅、及び当保健所 ④適宜 ⑤更新及び新規申請時に相談カードを配布。支援が必要な小慢児童に適宜。 ⑥ ⑤と同様	・対象児に合わせた回数や頻度で相談を受けることができる。 ・災害時及び緊急時に関する助言を行い、その後、対象児及びその家族等から具体的な発言があり、環境が整えられた。 ・対象児及びその家族から日常生活で困っていることに関する相談に対し助言できた。 ・必要な関係機関と対象児が繋がり、利用できる支援やサービスを開始することができた。
印旛	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	37	43	目的：小児慢性特定疾病児童等や家族の療養上の不安解消を図るため。 内容：新規申請時は全数面接(郵送申請の場合は電話連絡)により状況把握を行う。更新申請者を含めて、必要なケースには訪問・面接・電話を組み合わせて継続的な支援を行う。 →月1回の所内事例検討会を活用してケースの共有も図っている。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②新規申請者・継続支援が必要な受給者 ③所内または患児の自宅 等 ④随時 ⑤新規申請時 等 ⑥地区担当保健師(不在時は代理)による申請時の窓口面接。郵送での新規申請に対しては電話連絡。	・新規申請時の面接で療養状況について確認し、必要に応じて関係機関への連絡等を実施した。 ・対象者との信頼関係の構築、相談できる場所として保健所を意識してもらう機会となっている。 ・所内事例検討会でケースの共有・意見交換を行い、その結果を個別支援に活かすことができた。
香取	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族に対する個別指導	42	21	42	目的：小慢児童やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図る。 内容：小慢児童やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。	①70人 ②電話：11件、面接：実15件、延15件、訪問：実1件、延：1件 ③保健所及び患児宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥患児の療養状況により地区担当保健師等が判断し支援する。	小慢医療費助成制度新規申請者に対し、保健師が全数面接を実施。また、療養状況に応じて、地区担当保健師が面接や訪問等、個別支援を実施している。 新規申請者に対し全数面接を行うことで療養状況が把握でき、タイムリーな支援に繋がられている。また、支援が必要な小慢児童及びその家族に対しては、継続的に個別支援を実施すると共に、必要時間関係機関と連携を図ることで、療養生活上の悩みや不安の解消に繋がっている。

海匠	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	17	17	17	(目的) 小児慢性特定疾病をもつ患者やその家族が、安心・安全に療養生活をおくれるよう、患者・家族の悩みや不安を解消する。 (内容) 小児慢性特定疾病をもつ患者やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。災害についても聞き取りを行い、今後の防災につなげていく予定。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②左記のとおり ③海匠保健所、八日市場地域保健センター、対象者宅 ④随時 ⑤医療費助成申請時 ⑥新規・更新の面接等において、地区担当の保健師が必要と判断した場合に実施。	新規申請者については、地区担当保健師が全数面接を実施。更新者については、原則郵送での手続きとなったため面接の機会が減ったことから、医療依存度が高い等の理由で災害リスクが高い患者に限り、必ず年1回は電話や訪問で療養状況を確認している。療養状況を確認する際には、防災に関する項目についても聞き取りをしている。
山武	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療養相談事業	15	14	15	目的 小慢児童等やその家族の日常生活上の悩みや不安解消を図る。 内容 小慢児童等やその家族に対し、保健師等が面接・訪問指導等を行う。	①小慢児童等やその家族 ②実14延15 ③山武保健所等 ④約1時間以内 ⑤小慢医療費助成制度申請時等 ⑥対象者の療養状況により、地区担当保健師等が判断し支援する。	小慢医療費助成制度新規申請者に対し、保健師が全数面接を実施。その他、医療的ケア児童等対象者の療養状況に応じて、地区担当保健師が面接・電話等による個別支援を行った。 新規申請者に全数面接することにより、療養状況を把握でき、早期に必要な支援を行うことができるほか、対象者に相談窓口周知する機会にもなっている。
長生	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	面接 28 訪問 1	面接 30 訪問 2	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安解消を図る。 内容 小児慢性特定疾病受給者とその家族に対し、面接や訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②左記のとおり ③長生保健所、対象者自宅 ④随時 ⑤申請時、対象者へ直接連等 ⑥電話、来所、訪問	・継続申請時医療的ケア児や移行期(小学6年から中学3年)等の対象者に対し面接や電話で療養状況の把握を行った。移行期を対象にした面接では、移行期医療のパンフレットを配布し移行期の準備状況の把握と意識づけができる機会となった。 ・訪問指導では、人工呼吸器使用中の対象者を優先し実施した。訪問により支援のニーズを把握し、訪問相談員派遣事業の導入を検討し継続した支援体制の構築に努めた。
夷隅	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接	随時	8	9	小児慢性特定疾病医療費助成制度を受給する方とご家族が療養上の不安を解消し、病気をもちながらその方らしく過ごせることを支援する。 申請時に保健師が面接を行い、不安や心配ごとなどに対して相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度を受給する児童とその家族。 ②左記のとおり ③夷隅健康福祉センター ④随時 ⑤申請案内リーフレットに記載、及び申請時に直接声掛けを行う。 ⑥申請時、全例に対して面接の声掛けを行い、了承を得られたケースに対応する。	申請に来所したケースにはほぼ全例で面接を実施し、療養状況を把握した。 また、防災リーフレットを作成し、面接時等に配布し災害に対する啓発をおこなった。
安房	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	患者、家族のための相談支援事業	随時	34	34	小慢児童等が地域で安心して暮らすことができるように、特に医療度が高い児童、災害時における支援優先度の高い児童等を対象に、個別相談を行いニーズの把握をする。	①小児慢性特定疾患受給者 ②左記のとおり ③安房保健所、鴨川地域保健センター ④1人当たり平均20～30分 ⑤個別通知(電話・郵送) ⑥電話・FAX・メール	これまで相談できる相手がおらず悩んでいた保護者に対してアプローチができ、ニーズの把握・支援に活かすことができた。
君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談事業	随時	10	10	新規申請時に全数面接を実施する。 また、継続申請時に、医療機器装着者を中心に療養状況を把握し内容に合わせて指導を実施。	①小児慢性特定疾病医療費助成申請者及びその家族 ②左記のとおり ③相談者自宅、君津健康福祉センター ④随時 ⑤全員に用紙を配付、新規申請来所時に案内 ⑥申請時に困りごとがないか声をかけ、面接希望があった場合に対応。	新規申請時に全数把握を目的に面接を実施したため、医療機器を必要とする対象者に早期から支援することができた。
市原	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接	随時	17	18	目的及び内容 小児慢性特定疾病児童とその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接を実施。	①小児慢性特定疾病児童とその家族 ②左記のとおり ③保健所もしくは患児宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥電話等	申請時の面接を実施することで療養状況を把握でき、必要に応じて、訪問や関係機関との連携を図る機会となっている。 また、対面で患児とその家族との信頼関係を構築する貴重な機会となっている。
市原	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導事業 (医療講演会)	1	予定	予定	自立支援事業及び難病及び障害者歯科保健サービス事業の合同開催事業 目的:在宅療養児とその家族が、歯・口腔ケア及び摂食(食事)と嚥下機能の向上に関する知識と技術を習得することで、療養上の不安の解消を図り、療養生活において実践できるよう本講演会を開催する。 内容:①「お食事に困難のあるお子さんへの対応」、②「在宅療養児の口腔ケア」 講師①千葉リハビリテーションセンター摂食・嚥下障害認定看護師と調整中②歯科衛生士と調整中	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者とその家族 ②未定 ③ZOOM開催 ④令和5年2月～3月予定 ⑤個別通知 ⑥ちば電子申請サービスによる申込	小慢自立支援事業単独での開催は、対象者が少なく困難である。内容及び方法について、管内の小児慢性特定疾病受給者とその家族の特性やニーズの把握を含めた検討が必要。

松戸	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	小児慢性特 定疾病児童 等訪問相談 員事業	0	0	0	目的および内容 小児慢性等やその家族の療養上の不安解消 を図るため、保健師等の訪問相談員が自宅へ 訪問し、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制 度受給者とその家族②想定数:2名 程度③対象児宅④随時⑤地区担当 保健師が必要と認めた場合に個別に 案内⑥家族の希望時に受付	新型コロナウイルス感染拡大及び該当児が いないため実施していない。
野田	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	療育相談指 導 (訪問相談員 派遣事業)	12	6	12	・目的 療養環境確認の上、小児慢性等やその家族が抱 える日常生活上の悩みの軽減を図る。 ・内容 小児慢性等やその家族が抱える日常生活上の 悩みについて、プライバシーに配慮しつつ、個 別の相談、指導、助言等を行うため、保健師や 看護師を訪問相談員として派遣する。	①相談のあった、あるいは支援が必要 である小児慢性等及びその家族等 ②適宜 ③小児慢性等及びその家族等の自宅 ④適宜 ⑤特になし ⑥特になし	・対象児に合わせた回数や頻度で相談を受け ることができる。 ・対象児及びその家族から日常生活で困っ ていることに関する相談に対し助言できた。
印旛	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 支援事業				目的:小児慢性等やその家族が抱える日常生 活上の悩みについて、軽減し安定した療養生 活を過ごすことができるようにする。 内容:訪問相談員を派遣し、個別の相談、指 導、助言等を行う。	①小児慢性特定疾病患者とその家 族 ②24回 (R4.11月末時点:1回) ③患者延24名+家族 (R4.11月末時点:患者1名+家族) ④対象者自宅 ⑤対象者と相談(1時間程度) ⑥対象者へ直接連絡 ⑦電話、訪問等	
香取	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	1	1	1	目的:医療依存度の高い在宅の小児慢性等と その家族の療養生活支援のために、相談員に よる訪問を実施する。 内容:保健師を訪問相談員として派遣し、小児 慢性等やその家族が抱える日常生活上の悩 みについて、プライバシーに配慮しつつ、個別 の相談、指導、助言等を行う。	①医療依存度の高い在宅の小児慢 性等 ②1回 ③対象児1名 ④小児慢性等自宅 ⑤1時間程度 ⑥対象者に直接連絡 ⑦実施対象者との面接、電話	保健師を訪問相談員として派遣し継続的 に支援したことで、小児慢性等の状況を把握 すると共に乳児健診や予防接種のスケ ジュール、各種相談事業の案内や地域で受 けられるサービス等の情報について提供で きたため、不安解消に繋げることができた。
山武	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	0	0	0	目的 小児慢性等やその家族の日常生活上抱える悩 みや不安解消を図る 内容 訪問相談員を対象者の自宅に派遣し、個別の 相談、指導を行う。	①小児慢性等とその家族 ②0 ③対象者自宅 ④約1時間 ⑤地区担当保健師が必要性を判断し 対象者に案内 ⑥面接、電話等	対象となる児童なし。
長生	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	実施 予定	実施 予定	実施 予定	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の日常 生活上の悩みについて軽減を図り、安定した 療養生活を送ることができる。 内容 訪問相談員を対象者の自宅へ派遣し、個別の 相談、指導、助言等を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受 給者およびその家族 ②2名(予定) ③対象者自宅 ④1時間程度 ⑤対象者へ直接連絡 ⑥電話、訪問等	12月以降訪問予定
市原	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	随時	3	3	目的および内容 小児慢性等やその家族の療養上の不安解消 を図るため、保健師等の訪問相談員が自宅へ 訪問し、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制 度受給者とその家族②0回③対象児 宅④随時⑤地区担当保健師が必要 と認めた場合に個別に案内⑥家族の 希望時に受付	訪問相談員は、看護師の他に養護教諭免 許も所持している。さらに、相談員自身が過 去に小児慢性特定疾病を持つ児の母で、医 療的ケアの療養生活を支えていた家族で もあるため、ピアカウンセリングも含めた相 談も可能となっており、具体的な療養生活へ の相談が可能となっており、患者とその家族 の信頼も厚い。
長生	ピアカウンセ リング	ダウン症児親 の会によるピ アカウンセリング	2回	2組 3人	2組 3人	【目的】 ダウン症等小児慢性特定疾病児童等を抱える 保護者は身体や心理、社会的に不安を抱えて いる。療養上の悩みや不安についての助言を 行い、不安の軽減を図る。 【内容】 療育経験者(ダウン症児親の会)によるピアカウ ンセリング	①小児慢性特定疾病児童等とその 家族 ②2組3人 ③来所 ④奇数月第2水曜日10:00~12:00 ⑤管内市町村や保育所、幼稚園、学 校等関係機関にチラシの配布依頼 ⑥保健所での電話での受付	相談では、食事やあそび、今後の発育や療 育先について等を助言者の経験に基づく具 体例を伝えることができた。実際に相談し た方から、相談してよかった、との声がか かれ不安軽減を図ることができたと思 える。また、相談者へは自主グループの紹介 を行い継続支援が図れるよう努めた。

君津	こころの育成相談 (自立心の育成相談)	こころの育成相談 (自立心の育成相談)	1		<p>目的 管内における小児慢性特定疾病受給者証を持つ方及びその家族に対し、疾病を抱えながら社会と関わるために、疾病に対する自覚を持つこと及び家族や就労先との関係構築の方法について講演会やその動画配信を通じて情報提供を行う。</p> <p>内容 講演 「小児慢性特定疾病を持つ方の就労について(仮)」 講師:ハローワーク千葉 専門援助部門</p>	<p>①令和5年2月時点で中学生以上の受給者(92名前後) ②未定 ③君津健康福祉センター 大会議室及びオンライン(Zoom) ④令和5年2月21日(火) 午後2時～午後3時30分 ⑤個別通知 ⑥電話及びメールによる申し込み</p>	昨年度は難病相談事業と病態栄養との共催であったが、今回は本事業のみでの開催。
印旛	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	地域関係者向け講演会			<p>目的:長期療養児とその保護者の疾患に関する知識の向上、家族同士の情報交換等により不安の軽減を図る。</p> <p>内容:講演「『難病患者就職サポーター』に聞く就労支援 自分らしく働こう」 ※印旛山武地域難病相談支援センター、山武保健所、印旛保健所の共催</p>	<p>①難病患者、長期療養者及び家族、支援者 ②未定(今後実施のため) ③Zoomによるオンライン開催 ④R4.12.21(水) 14:00～16:00 (R5.2月よりYouTube配信も予定) ⑤関係機関へチラシ郵送、市町広報誌等 ※内容を踏まえて患者・家族へも周知する ⑥ホームページからの申込</p>	
山武	【実施予定】 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	講演会	1		<p>目的 学校等の地域関係者が、就労に関する知識を得ることで、小児慢性等への支援に活かす。</p> <p>内容 講演:「『難病患者就職サポーター』に聞く就労支援 自分らしく働こう」 講師:芦沢 久恵 氏 ※難病相談事業(訪問相談員育成事業)として印旛山武地域難病相談支援センター、印旛保健所と共催しており、難病相談事業も兼ねている</p>	<p>①管内教育機関、医療機関、千葉県内の市町村、保健所、難病相談支援センター、患者会、市町職員等 ② ③成田赤十字病院(Web同時配信)、山武保健所(サテライト会場) ④令和4年12月21日午後2時から4時 ⑤関係機関宛て郵送にて通知 ⑥QRコードより申込</p>	
山武	【実施予定】 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	【実施予定】 研修会	1		<p>目的 小児慢性等を受け入れる学校へ長期療養児に係る理解促進のための研修会を行うことで、支援者の資質向上を図る。</p> <p>内容 長期療養児の就学支援に係ること 講演:未定 講師:未定</p>	<p>①教育委員会、管内教育関係者(一般小・中学・高等学校教諭、養護教諭)、行政関係者、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業訪問相談員 ② ③山武保健所 ④ ⑤関係機関及び対象者宛て郵送にて通知予定 ⑥</p>	

2 任意事業

保健所	区分	事業名	実施回数	来所実数	来所延数	事業目的・内容	①対象者 ②出席者数 ③会場 ④時間 ⑤周知方法 ⑥受付方法	評価・事業の効果
印旛	相互交流支援事業	障害児を育てる親子サークルへの支援	1			目的:サークルに参加し、小慢児の療養状況の把握と相談、情報提供を行う。 内容:成田赤十字病院で行われているサークルに参加し、相談や情報提供を行う。本人の了解の基、ピアの支援が必要と思われるケースをつなぐ。	①サークル参加者	管内で療養する受給者の状況把握が出来た。 当保健所で作成している災害準備ノートのことを含め、災害時の備えについて情報提供出来た。
印旛	就職支援事業	当事者・保護者向け講演会				目的:長期療養児とその保護者の疾患に関する知識の向上、家族同士の情報交換等により不安の軽減を図る。 内容:講演「『難病患者就職サポーター』に聞く 就労支援 自分らしく働こう」 ※印旛山武地域難病相談支援センター、山武保健所、印旛保健所の共催	①難病患者、長期療養者及び家族、支援者 ②未定(今後実施のため) ③Zoomによるオンライン開催 ④R4.12.21(水) 14:00~16:00 (R5.2月よりYouTube配信も予定) ⑤関係機関へチラシ郵送、市町広報誌等 ※内容を踏まえて患者・家族へも周知する ⑥ホームページからの申込	
山武	【実施予定】 就労支援事業	就労支援事業	1			目的 小慢児童及び保護者が就労に関する知識を得ることで、自立と社会参加の促進を図る。 内容 講演:「『難病患者就職サポーター』に聞く就労支援 自分らしく働こう」 講師:芦沢 久恵 氏 ※難病相談事業(訪問相談員育成事業)として印旛山武地域難病相談支援センター、印旛保健所と共催しており、難病相談事業も兼ねている	①長期療養者及び保護者 ② ③成田赤十字病院(Web同時配信)、山武保健所(サテライト会場) ④令和4年12月21日午後2時から4時 ⑤15歳以上の小慢児童に郵送にて通知 ⑥QRコードより申込	
習志野	その他	講演会	1			昨年、当管内在住の受給中の保護者から、災害時に関する聞き取りの中で、災害時を想定した平時の備え(医薬品備蓄や予備電源の確保等)が不十分であることがわかった。 日頃から災害時を想定した準備を進める為、保護者・関係者に対し、知識の普及啓発を図り、避難行動に対する自助力を高められるよう支援する。 演 題 「平時から始めよう!災害時におけるお家での備えについて」 講 師 千葉県こども病院 小俣 卓 先生 吉野 有理香 看護師	①小児慢性受給中の児と保護者及び関係者 ③You tubeによる配信 ⑤郵送 ※今後の配信に向けて準備中	
山武	【実施予定】 その他自立支援事業	自立支援事業	1			目的 小慢児童及びその家族が病態(アレルギー)に関する正しい知識を得ることで、自立に向けた健康管理ができる。 内容 ①講演:「医師が伝える!食物アレルギーの基本の『キ』」 講師:独立行政法人国立病院機構下志津病院 小児科 医師 仲村あずさ 氏 ②講演:「食物アレルギーと上手に付き合うために」 講師:独立行政法人国立病院機構下志津病院 看護部 看護師 柚木千明 氏、近藤圭佑 氏	①長期療養者及び保護者 ② ③山武保健所(Web同時配信) ④令和4年12月7日午前10時から12時 ⑤小慢児童に郵送にて通知 ⑥QRコードより申込	